			認するものであること、又は舗装の点検に関する相当の技術と実務経験を有することを確認するものであること
小規模附属物	点検	業務を担当する者（担当技術者）	小規模附属物の点検業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等に関する一定の知識及び技能を有することを確認するものであること
	診断	業務を担当する者（担当技術者）	小規模附属物の診断業務を確実に履行するために必要な知識及び技術	道路標識、道路照明施設等の構造や部材の状態の評価に必要な相当の知識及び技能を有することを確認するものであること

（略）

（二）計画・調査・設計業務

施設分野	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1　地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識を有すること 2　地質・土質の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の経験等によって確認するものであること
宅地防災	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）・業務の技術上の照査を行う者（照査技術者）	宅地防災の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1　宅地防災の法令に関する知識を有することを確認するものであること 2　宅地防災の調査、計画および設計に関する知識を有することを確認するものであること 3　宅地防災に係る業務に関し、実務経験を有することを確認するものであること

（略）

附　則

この告示は公布の日から施行する。

			（新設）
小規模附属物	点検	（新設）	（新設）
	診断	（新設）	（新設）

（略）

（二）計画・調査・設計業務

施設分野	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
地質・土質	調査	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者又は主任技術者）	地質・土質の調査業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	1　地質・土質の調査業務を確実に履行するための知識を有すること 2　地質・土質の調査業務において、的確な課題解決能力を有することを過去の経験等によって確認するものであること

（新設）

（略）